



国立市

Kunitachi City

生活保護のしおり

すべての人に安心して幸せに暮らす権利があります



国立市健康福祉部福祉総務課

相談保護係

代表 042-576-2111 (内線 125・163・164)

直通 042-576-2120

生活保護の理念・保護を受ける権利

- 生活保護法は日本国憲法第 25 条に規定している生存権を具現化したものです。また憲法第 13 条は個人の尊重と幸福追求権の権利を保障しています。

憲法 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に務めなければならない

- 生活していく中で、誰でもさまざまな事情で生活に困ることがあります。生活保護はこのような方に対して、経済的に不足するところを補うことで日々の暮らしを保障します。仕事のことや病気、子育てなどさまざまな困りごとの支援を通して、健康で文化的な暮らしをするための手助けを目的とした制度です。
- 全ての国民は生活保護の要件に当てはまる限り、困窮の理由を問わず、無差別平等に保護を受けることができます。(P 1 0 参照)

**生活保護は国民の権利です。
どうかためらわずにご相談ください。**



目次

1. 生活保護とは	—————	1 ページ
2. 生活保護の手続き	—————	2 ページ
① 保護の要件		
② 調査の内容		
③ 収入の取扱い		
3. 生活保護費（最低生活費）の考え方	—————	6 ページ
4. 生活保護の種類	—————	7 ページ
5. 生活保護の原則	—————	9 ページ
6. 生活保護の権利と義務	—————	10 ページ
① 生活保護を受けるうえでの権利		
② 生活保護を受けるうえで守っていただきたいこと		
7. 注意事項	—————	14 ページ
① 医療扶助について		
② 住宅扶助について		
③ その他		
8. 生活保護利用者への支援体制	—————	17 ページ
9. 生活保護で利用できる減額や免除	—————	19 ページ
10. 参考条文	—————	20 ページ



1. 生活保護とは

生活保護とは、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的とした制度です。

国民は困窮の理由を問わず、健康で文化的な最低限度の生活ができないときに保護を受けることができる権利があります。

経済的に不足するところを補うことで日々の暮らしを保障し、生活の立て直しや自立の助長を目的とした支援を行います。相談やお手続きはお住まいの地域の福祉事務所で受け付けています。

国立市では市役所福祉総務課【1階3番窓口】で
生活保護の相談をお受けしております。

今後の生活に見通しが立たない、離職や病気で収入が不安定となり金銭的に不安がある等の理由で生活にお困りの方、まずはご相談ください。



2. 生活保護の手続き

相 談

まずはお困りごとをご相談ください。
相談窓口は福祉総務課相談保護係（市役所 1 階 3 番窓口）です。
連絡先はこのしおりの表紙または裏表紙をご参照ください



ご相談内容の秘密は守ります。安心してご相談ください。

申 請

生活保護の申請は原則として保護を受けようとするご本人、その扶養義務者、または同居の親族に行っていただきます。申請は原則として「保護申請書」を提出いただくことが必要です。

※「保護申請書」は窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードができます。



申請をすると担当の職員(ケースワーカー)が決まります。

調 査

申請を受けた場合、保護が必要かどうか、そしてどの程度保護費が必要かを審査するために、以下①、②の確認・調査を行います。



決 定

調査の結果、保護を受けられるかどうかは申請のあった日から 14 日以内（特別な事情がある場合は 30 日以内）に決定されます。

保護の開始が決定されたときは申請のあった日に遡って保護を開始します。

① 保護の要件

生活保護は、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを活用することを要件としています（生活保護法 第 4 条）。利用できる資産を保有している場合は、まずはその資産を活用していただくことが必要です。

例としては年金や手当、雇用保険があります。



これらを活用してもなお、最低限度の生活が維持できない場合に、その不足する部分を生活保護で援助します。

不動産のようなすぐに現金化できない資産については、資産を持ちながら保護を利用できる場合がありますのでご相談ください。

②調査の内容

●お住まいに関する調査

お住まいの住所の確認や調査を行います。また生活実態の有無、生活状況を確認するためにご自宅に伺います。

●資産に関する調査

金融機関や生命保険会社、年金事務所等に調査を行います。

●扶養義務調査

親族からの扶養は保護の要件ではありませんので親族がいても保護を受けることができます。ただし、親族から仕送りや養育費を受け取る場合には収入として認定（P 6 参照）いたしますので、親族の方に可能な範囲での援助についてお伺いすることがあります。

親族の方からの援助は金銭的な援助に限らず、緊急時等の連絡先となったり、各種お手続きの際に同席いただくなど、金銭によらない支援についてもお伺いします。DV、虐待、長年疎遠な関係である等の特別な事情がある場合は扶養義務調査をしない場合があります。



資産保有

生活保護を受けている間は資産の保有に一定の制限があります。

●自動車

自動車の保有には一定の制限があります。しょうがいがあるため通院・通勤等に自動車を必要とする場合等、保有が認められる場合がありますので詳しくは担当の職員にお尋ねください。

●生命保険

貯蓄性の高い生命保険や保険料の高い生命保険については、保有が認められない場合があります。保有の要件については担当の職員にお尋ねください。

●その他

土地や家屋、高価な貴金属や有価証券等、金銭的な価値があるものは保有について制約がある場合がありますのでお持ちの場合はお申し出下さい。

能力活用

働ける方はその能力や状況に応じて就労し、収入を得るよう努める必要があります。国立市福祉事務所では、就労に向けたさまざまな支援を行っておりますのでご相談ください。(P17 参照)

病気やしょうがいがあり就労が難しい方は、その程度に応じて医師と相談し治療を受け、健康の保持、増進に努めてください。



他の制度の利用

年金、手当、雇用保険等、生活保護以外の公的な制度を利用できる場合、そちらを優先して利用していただきます。詳しくは職員にお尋ねください。

③収入の取扱い

生活保護は最低生活費に足りない部分を補う制度のため、毎月の収入に応じて保護費が調整されます。例えば、前月と比較して収入が増えれば支給される保護費が減り、逆に収入が減れば支給される保護費が増えることとなります。

給与収入に限らず、年金や手当、保険金、相続財産、物品の売却収入、宝くじの当選金、借入金等の受給中に受け取ったすべての収入を届け出る必要があります。

※給与収入は賞与や高校生のアルバイト収入も含まれますので収入申告が必要となります。

※借入金は金融機関からの借入に限らず、知人や親戚からの借金、消費者金融のキャッシングも含まれますので収入申告が必要となります。

※正しく申告を行えば控除や収入認定をしない取扱いができる場合があります。

※給与収入は必要経費として収入に応じた控除額が決められており、収入が増えるほど手元に残る金額が増えるようになっています。(P6 参照)

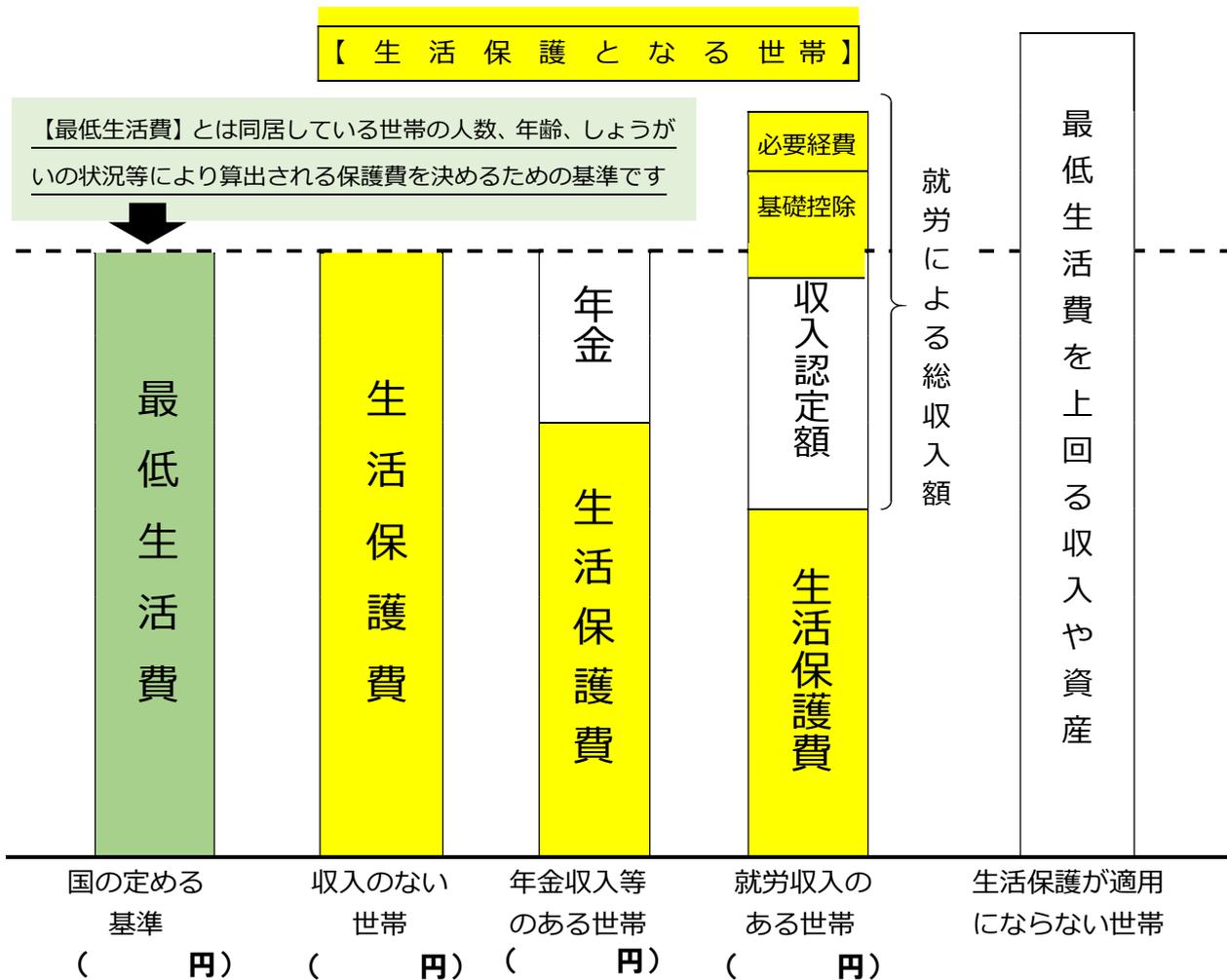
【最低生活費】とは・・・同居している世帯の人数、年齢、しょうがいの状況等により算出される生活保護費を決めるための基準です。



3. 生活保護費(最低生活費)の考え方

補足性の原則

生活保護費の支給額は年金や就労収入等の収入と保護費を合わせて国が定めた基準(最低生活費)となるように計算します。収入や資産が最低生活費を上回る場合は、保護を受けることはできません。



就労による収入がある場合、基礎控除や社会保険料・交通費などの実費控除が受けられることから結果的に控除分が手元に残るため、使えるお金が多くなります。



4. 生活保護の種類

扶助の種類

生活保護には以下の 8 種類の扶助（支援）があり、必要な扶助が実施されます。

- **生活扶助**・・・衣食、光熱水費等の日常の生活費
- **住宅扶助**・・・家賃、地代(共益費、管理費を除く)、更新料等
- **教育扶助**・・・お子さんが小中学校に通うための費用
- **医療扶助**・・・医療費や通院のための交通費
- **出産扶助**・・・お産のための費用
- **生業扶助**・・・高等学校に通うための費用や就職のための費用
- **葬祭扶助**・・・火葬のための費用
- **介護扶助**・・・介護保険サービスを利用する際の費用

※葬祭扶助の支給対象者は、亡くなられた方ではなく葬祭執行者です。原則として、葬祭執行者がお住まいの地域の福祉事務所で葬祭費用についてご相談ください。



一時扶助費

毎月の生活保護費の他に臨時的な費用が必要となった場合、一時扶助費として追加の費用を支給します。

原則として事前申請が必要で、決定には見積書や領収書が必要となるため、担当の職員（ケースワーカー）にご相談ください。

（例）通院のための交通費、おむつ代、小・中学生の入学準備金や教材代、学生のクラブ活動費等

※支給できる対象は他にもありますので、学校で使用するもの、就職で使用するもの、治療に必要なもの等を購入される場合などは支出する前に担当の職員（ケースワーカー）にご相談ください。

就労自立給付金

安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった方に支給する給付金です。

進学準備給付金

生活保護利用中のお子さんが大学や専門学校に進学する際の新生活の準備費用のための給付金です。



5. 生活保護の原則

世帯単位の原則

生活保護の決定は、実際にお住まいの世帯を一単位として決定されます。

世帯の認定は戸籍や住民票によらず、同じ家で生活している方を同一世帯員として認定します。そのため、原則として世帯のうち特定の方のみの保護を実施することはできず、世帯全員で保護が必要か否かの判断をします。

また、生計の同一性も判断の基準となり、別居をしていますが仕送りをしていたり、家計管理を行っている場合は同一世帯とみなされる場合があります。

※血縁関係のない同居人についても原則として同一世帯員として認定します。

※DV被害等により、同一世帯員として認定することが適切でない場合は別世帯として認定することがあります。

居住地保護の原則

生活保護は住民登録によらず、居住実態によって実施されます。住民票を移していない場合でも、実際にお住まいの自治体で保護の相談をお受けいたします。

※住居のない方（路上生活をされている方も含む）についても生活保護の相談をお受けしています。ご相談の窓口は、現在お困りの場所（現在いる場所）を管轄する自治体となります。

※病院入院中や障害者・介護施設に入所中の方は取扱いが異なることがありますので、個別にご相談ください。



6. 生活保護の権利と義務

①生活保護を受けるうえでの権利

無差別平等

全ての国民は生活保護の要件に当てはまる限り、困窮の理由を問わず、無差別平等に保護を受けることができます。

※外国籍の方も生活保護に準じた制度を利用できることがあります。生活保護法の対象とはなりませんが、一定の在留資格（永住・定住等）がある方は、生活保護法を準用した取り扱いが可能な場合があります。

※暴力団員または暴力団活動をしている人は、暴力団活動に従事することにより、稼働能力の活用要件を満たしていると言えず、また、不法行為等による収入を調査することが困難であるため、保護の要件を満たしていると判断できないため、保護を受けることはできません。

不利益変更の禁止

正当な理由がなければ保護を不利益に変更されることはありません。

公課禁止

支給された保護金品は課税されません。

差押禁止

支給された保護金品は差し押さえられることはありません。

※ただし、差し押さえ対象の口座に保護金品が入金された場合に出金ができなくなる場合があります。



② 生活保護を受けるうえで守っていただきたいこと

生活上の義務

働くことができる方は能力に応じて就労をしてください。ケガや病気によって就労ができない場合は治療を受け、健康の保持、増進に努めてください。節約を心がけ生活の維持、向上に努めてください。

届出の義務

生活保護を受給しているときは下記のような生活状況に変化があったときは必ず届出するようお願いします。

●収入(P5参照)

収入があったとき

※保護費の調整対象外のものも含め、収入は全て申告する必要があります。

●世帯の変動

住所や家賃の変更、世帯員の転出入、お子様の入学・卒業・転校があったとき

●就 労

仕事を始めた、辞めた、勤務条件が変わったとき

●医 療

新たに通院を始める場合、通院を中断する場合、入退院するとき

身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、愛の手帳を取得・更新・喪失したとき

社会保険の加入・喪失・変更があったとき

自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証を取得・更新・喪失したとき



お仕事が決まった方へ

お仕事が決まったら、担当ケースワーカーへ「就業報告書」を提出してください。
社会保険に加入したら、「社会保険加入・喪失報告書」か、健康保険組合から届いた「資格情報のお知らせ」を提出してください。

⇒ 就業報告書の見本

就業報告書	
年 月 日	
氏名 _____ 住所 _____	
会社名	
住所	
電話番号	
勤務内容	
雇用形態	正社員 契約社員 嘱託 派遣 ホーム・アウェイ その他
勤務時間	
休日	
給与体系(時給)	
給料日	日締め 日払い
給与支払方法	口座振込 () 現金
通勤方法	電車 バス 自転車 徒歩 その他 ()
通勤費(実費)	電車: ~ 往復 円 バス: ~ 往復 円 : ~ 往復 円 定期券: ~ 往復 円
社会保険	有 無
就業開始日	
備考	

⇒ 社会保険加入・喪失報告書の見本

社会保険加入・喪失報告書	
年 月 日	
住所 _____ 氏名 _____	
記号	番号
枝番	
(フリガナ) 氏名	
生年月日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
退職日(資格喪失年月日)	年 月 日
保険者番号	
保険者名称	
担当CW記入欄 担当印	№ _____
<input type="checkbox"/> 庶務係へ入力報告済み	

収入申告書の提出

就労開始後、給与収入（賞与・ボーナスを含む）がありましたら、給与明細を添えて収入無収入申告書を担当ケースワーカーへ提出してください。

⇒ 収入無収入申告書の見本

収入無収入申告書	
年 月 日	
国立市福祉事務所所属	申請者(住所) 氏名
※収入は、私の収入について申告します。	
収入申告書(全収入を記入してください)	
区 分	当 月 分
月 別	前 月 分
働いて得た収入	
働いた日数	
必 交 通 費	
家 社 会 保 険 料	
扶 養 料	
手取り収入	
勤 務 先	
年金・住居等	
その他	
収入申告書(収入のない場合、次の欄に赤字で記入してください)	
1 障害のため	2 養育のため
3 療養のため	4 失業のため
5 育児のため	
その他()	
注意事項	
1 債務の申告して生活保護を受けた場合、生活保護法第68条の規定により5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ、又は刑罰の規定により禁錮に処せられることがあります。	
2 この申告書は 年 月 日までに提出してください。	

※就業報告書、社会保険加入報告書、収入無収入申告書は市役所1階③窓口でお渡ししています。

市ホームページ上で申請書類がダウンロードできます。

「国立市 生活保護」で検索するか、QRコードをご利用ください。



指導・指示等に従う義務

福祉事務所は生活の維持・向上や保護の目的を達成するために必要な場合、法律に基づいた指導や指示をすることがあります。この指導や指示に従わない場合、所定の手続きを経て保護の停止や廃止となる可能性もあります。

費用返還

収入の金額に変更があった場合や、新たに収入があった場合、保護の金額を再計算するため、支給済みの保護費を返還していただく場合があります。

また、保護開始時に保有していた不動産や自動車などの資産の売却により、資力が現金化された場合、保護開始以降に支給した保護費(医療費含む)を返還していただくことがあります。年金や手当を遡って受給した場合も、その支給対象月に支給した保護費に応じて保護費を返還していただきます。

費用徴収

故意に事実と異なる申告をしたり、収入の申告を行なわなかった場合や福祉事務所が説明を求めた際に応じなかったり、虚偽の説明をした場合は、不正受給と判断される場合があります。不正受給と判断されると、不正受給をした全額を徴収し、場合によってはその金額の40%以内で加算金を徴収する場合があります。加えて、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金の罰則が科せられる場合もあります。



7. 注意していただきたいこと

①医療扶助について

保護開始決定前の受診

保護を申請し、調査期間中（保護開始決定前）に医療機関を受診する場合、受診前に担当の職員にご相談ください。医療機関によっては医療券を取り扱っていない場合や医療券を取り扱っていても10割分の医療費を請求される場合があるため、お急ぎや救急の場合を除き、必ず事前にご相談ください。

医療券の使い方

生活保護を受給すると、国民健康保険、後期高齢者医療保険から外れ、「医療券・調剤券」を利用して医療機関を受診することになります。

様式第23号	
生活保護法医療券・調剤券（ ）	
公費負担 番号	有効期間 日から 日まで
受給番号	単独・併用別 単独・併用
送付番号/交付	-
氏名	(男・女) 年月日生
居住先	
指定医療 機関名	
傷病名 (1) (2) (3)	診療別 入院費 調剤費 本人支払額 円
地区担当員名	取扱担当者名 国立印務社事務所
社 会 保 険	あり(健・高) なし
備 考	療養の手段及び給付の要否に対する 調査に際する回答内容及ち あり なし
そ の 他	
考	

備考 1 この用紙は、本人の署名の捺印を要すること。
2 「指定医療機関名」欄に指定調剤薬局の名称を記入する場合には、調剤費は
その薬局の名称も併せて記入すること。
※ 交付番号については、レシートの特記事項より、医療券は「指定医療機関の所在地及
び名称」欄上部の空白に、交付と調剤の両欄に記帳すること。

医療券・調剤券は月ごと、病院ごとの発行
となります。その都度医療券・調剤券を発行
いたしますので、職員にご相談ください。

← 医療券・調剤券の見本

生活保護の医療扶助は保険適用さ
れるものが対象のため、保険適用外
の医療行為については医療券が発行
できず、ご自身での負担となります。



治療材料について

医師の判断により、治療上の理由で眼鏡やコルセット、入れ歯等が必要な場合、治療材料として、その費用を支給することができます。

※しょうがいや介護のサービスで利用できるものがある場合、そのサービスが優先となります。

ジェネリック(後発)医薬品使用の原則

処方される薬について、特別な事情がある場合を除き、原則としてジェネリック(後発)医薬品を利用するようお願いします。

重複受診について

医療機関への受診について、一つの傷病でいくつもの医療機関を受診することは認められていません。紹介状などを受けた場合を除き、一つの傷病につき、一つの医療機関で受診することが原則となります。

②住宅扶助について

住宅扶助の金額には同居している世帯の人数に応じて上限額があります。

家賃が保護の基準額を超えている場合、生活費を圧迫し最低生活の維持が困難になるため、転宅を求める場合があります。

福祉事務所から転宅を求める場合、敷金等の初期費用や引っ越し費用は限度額内で支給されます。



③その他

医療機関に入院する場合

ご自身や世帯員が医療機関に入院する場合、必ず福祉事務所に報告するようお願いいたします。

入院期間が1ヶ月を超える場合、保護の基準額が変更となります。ご自宅で生活していた方が入院する場合、保護費が減額されますので、支給した保護費を返還していただく場合があります。

医療費や介護費の自己負担について

収入が一定以上ある方については、医療費や介護費の自己負担がある場合があります。詳しくは担当のケースワーカーにご相談ください。

自動車の運転

生活保護を受給する場合、自動車の保有や運転は制限される場合があります。他人名義の自動車(レンタカーや知人の自動車)についても同様ですので事前に必ず担当のケースワーカーにご相談ください。



8. 生活保護利用者への支援体制

窓口で行っている相談

担当	相談内容
高齢者支援員	65歳以上の方の支援を行います。主に訪問や通院の同行のほか、その世帯の生活を把握し、介護サービスなどが必要な場合にはケースワーカー、地域包括支援センターと連携し、サービスの導入に向けて支援します。
健康管理支援員	不安やストレスを抱えている方の支援を行います。必要に応じて医療機関への通院の同行や入院の調整、通院が途絶えてしまっている方の支援などを行います。
就労支援員	就労に向けての支援を行います。就職面接の受け方の支援、履歴書の作成支援、求人情報の検索支援など、支援は多岐にわたります。
適正受給調査員	主に年金受給権の調査と裁定請求の支援を行います。 年金の受給権に関して不明な方の調査や手続き等の支援や代行をします。
多重債務者等支援員	多重・多額な借金があり、返済が難しい場合に解決方法を一緒に考えていきます。またやりくりの難しい中でも、自分自身で家計を管理できるよう支援します。



窓口以外で行っている相談

相談名	相談内容	日時 (祝日を除く)	場所	担当
くらしの相談 (心配ごと相談)	くらしの心配ごとなどについての相談に応じます。	月～金 午前 9 時 30 分～正午 (電話相談は 午後 5 時まで)	福社会館内	社会福祉協議会 ☎0120-294-201
高齢者の介護・ 福祉に関する相談	高齢者の介護、福祉、 医療等について、相談 に応じます。	月～土 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 (時間外、日・祝日は 電話にて 相談に応じます)	地域包括支援 センター (市役所内)	【☎042-576-2123】 (北窓口) ☎573-4661 (福社会館窓口) ☎580-1294 (泉窓口) ☎577-6888 (時間外・休日専用) ☎576-2175
法律相談	経済的に余裕のない 方のための、弁護士 による無料法律相談 と、裁判費用・弁護 士費用の立て替えに ついて、相談に応じ ます (事前予約制)。	一般相談 月～金 労働相談 月・木 【予約・問合わせ】 (平日)午前 9 時～ 午後 5 時 【相談時間】 午前 10 時～正午、 午後 1 時～4 時	立川市曙町 2-8-18 ファーレ 立川ビル 5 階	法テラス多摩 ☎0570-078-305
子ども・ 育児相談	相談員が専用電話に より、子育てに関する 相談に応じます。	月～土 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	子ども家庭 支援センター	子ども家庭支援センター ☎042-573-0965 (相談専用)
女性相談	女性の悩み、家庭内 の問題 (離婚など) の相談 (面談・電話)	月～金 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	市長室 男女平等・ 女性支援担当 (市役所内)	☎042-576-2111 (代表)
	暴力、生活、人間関 係、心身の健康相談 など	月～金 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	市長室 男女平等・ 女性支援担当 (市役所内)	くにたち女性 ホットライン ☎042-576-2127
	生きかた相談： ステーション相談 員による相談 (面接・電話)	月～金 午前 10 時～正午、 午後 1 時～午後 6 時 土、日、祝日 午前 9 時～正午、 午後 1 時～午後 4 時	国立駅前 くにたち・ こくぶんじ 市民プラザ	くにたち男女平等参画 ステーション ☎042-501-6996 (相談電話) ☎042-501-6990 (問い合わせ・予約)



9. 生活保護で利用できる減額や免除

対象	担当窓口	内容
都民税 市民税	国立市役所 課税課	生活保護を受けている方は非課税になります。
固定資産税	国立市役所 課税課	生活保護を受けている方は非課税になります。
国民年金保険料	国立市役所 保険年金課	生活保護受給期間中は保険料の支払いが免除されます。
就学援助	国立市役所 教育委員会	小・中学生の校外活動費・修学旅行（移動教室）費などの教育費の支給が受けられます。
上下水道の 基本料金免除	国立市役所 相談保護係	上下水道の基本料金が免除されます。
家庭用有料ごみ処 理袋の減免制度	国立市役所 ごみ減量課	家庭用有料ごみ処理袋の費用が免除されます。 ごみ減量課で手続きが必要です。
粗大ごみの 収集手数料免除		粗大ごみの収集手数料が免除されます。 事前にごみ減量課に連絡が必要です。
保育所保育料	国立市役所 保育・幼稚園係	生活保護開始以降、保育料が減免となります。
住民票の 発行手数料免除	国立市役所 市民課	住民票の手数料が免除されます。
N H K 放送受信料 の免除	国立市役所 相談保護係	NHK の受診料が免除されます。

※生活保護の決定後に利用ができます。詳しくは担当職員にお尋ねください。



10. 参考条文

憲法第 25 条(抜粋)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護法第 1 条 (この法律の目的)

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

法第 2 条 (無差別平等)

すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を無差別平等に受けることができる。

法第 3 条 (最低生活)

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

法第 4 条 (保護の補足性)

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

法第 61 条 (届出の義務)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

法第 63 条 (費用返還義務)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。



お問い合わせ・ご相談窓口

国立市富士見台 2-47-1

国立市健康福祉部福祉総務課相談保護係

連絡先 : 042-576-2111 (内線 125・163・164)

042-576-2120 (直通)

FAX : 042-576-2138

担当ケースワーカー ()

市役所 1 階 3 番窓口

月～金 (祝日・年末年始除く)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

国立市のホームページから
主な申請書類がダウンロード
できます。

ぜひご活用
ください。



発行・制作

国立市健康福祉部福祉総務課

令和 7 年 2 月 (第 4 版)

